

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	76	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	76 ）			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項（事項名）

遠隔での被災自治体の支援を可能とすること

提案団体

徳島県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、神戸市、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

災害時における遠隔支援を前提とした市町村の受援計画の作成や全国的な応援スキームの構築ができるような制度設計、具体的なマニュアルの整備等を求める。
また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務やニーズの高い経常業務についても、遠隔支援ができるよう、ガバメントクラウドを用いるなど地方公共団体間で共用可能なシステムの設計を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
現在、他自治体から被災自治体への支援については、主として現地派遣によるものである。「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」においては、遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性について検討することが望ましい旨の記載があるが、各自治体の受援計画、情報セキュリティ規定やシステム等において、遠隔支援を行うことが前提となっておらず、実態として実施できていない。

【支障事例】
令和6年能登半島地震においては、道路寸断による交通手段の制限や被災地の受援能力の限界、過酷な環境での業務となるなど、現地での継続的かつ大規模な支援には課題が多い。また、罹災証明書発行業務において、被害認定調査の調査員不足により罹災証明書の作成に着手できないケースもあり、現在のスキームでは、専門人材への業務の偏りや、専門人材の不足が生じている。
なお、クラウド型被災者支援システムにおいては、被災者台帳登録等について遠隔支援が可能な仕様となっているが、個人情報の取扱いに係る整理も必要となっており、全国的に当該システムによる遠隔支援の実績はない。

【支障の解決策】
遠隔支援を前提とした市町村の受援計画作成に当たっての留意点、個人情報の取扱い等を具体的に示す。
また、罹災証明書発行業務等の災害対応業務のほか、市町村のニーズが高く災害時も継続する必要がある経常業務（児童手当、税務、保育所入所管理、選挙事務等）も含め、幅広い業務について円滑に遠隔支援ができる制度設計及びシステム環境整備を行う。
さらに、標準化対象業務のバックヤード業務については、他自治体の支援が可能と思われるため、遠隔支援を前提としたガバメントクラウドのシステム設計を検討いただきたい。
なお、遠隔での支援体制構築に当たり、自治体が個別に環境整備を進めた場合には、トータルコストの増大や、連携に支障が出るのが危惧されるため、統一的なルールやシステムの整備を求めるものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被災地の事務作業の遠隔支援が可能となることで、現地職員の負担が軽減されるとともに、専門的知見を要する作業に携わる人材の効果的な配置が可能となり、迅速な災害復興に繋げることができる。

根拠法令等

災害対策基本法第 67 条、第 68 条、第 74 条、第 74 条の 2、地方自治法第 252 条の 2、第 252 条の 17、市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き、応急対策職員派遣制度に関する要綱、応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、高崎市、川崎市、和歌山県、安来市、熊本市、鹿児島市

○地方公共団体間で共用可能なシステムの構築により人材派遣の負担軽減が図られることから賛同する。
○被災自治体への支援に入った際に、石川県が導入した住家被害認定調査に係るシステムが、受援自治体にも導入されており、調査の効率化と現場での時間短縮に役立った。一方で、帰庁後の登録データの精査業務が多大な負担になっていた。従って、調査業務と遠隔による登録データの精査業務を並行化が実現すれば罹災証明書発行の迅速化に繋がることから、個人情報の取扱いに係る法整備やシステム導入に係る補助制度など包括的な整備を求めるものである。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	91	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	91)			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項（事項名）

社会福祉施設等における災害時情報共有システムに係る利用権限の見直し等

提案団体

大阪府、栃木県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、沖縄県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉施設等における災害時情報共有システムについて、市町村に対して、平時の施設情報や、災害時の被災情報等が登録できるよう、権限の付与を求める。
また、都道府県において、権限付与済の市の被災情報等の登録状況を閲覧できるよう改善を求める。
介護サービスの情報公表及び障害福祉サービスの情報公表並びに同システムに付加されている災害時情報共有システムについて、相互連動等の改修を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
社会福祉施設等における被災状況報告については、令和3年4月15日付け厚生労働省「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」において、災害時情報共有システムによる報告へ移行することとされた。

【支障事例】
社会福祉施設等における災害時情報共有システムのうち、特に介護関係については、政令市を除く市町村は利用権限がないため、平時の施設情報、災害時の被災情報及び対応状況等にかかる登録や、災害時の被災状況の把握ができず、災害時には、市町村内の状況把握や迅速な支援等が難しい（障害、児童関係は、権限のない政令市、中核市以外の市町村においても、自市町村内の被災状況報告に限り閲覧が可能であるため、把握等は可能）。また、災害時には政令市を除き、都道府県が施設への報告指示等を一挙に担うこととなっているため、都道府県が指定権限等を持たない政令市を除く市町村所管の事業所等に対する緊急連絡先の更新・登録促進等に苦慮しており、当該システムによる報告指示等ができない事業所等が一定数存在する（直近の当該システム利用時においては、対象施設のうち、養護・軽費・有料・サ高（政令市除く）を例に挙げると、402/1408施設（約29%）がエラーとなった）。

また、障害、児童関係については、都道府県において、政令市、中核市の被災状況の閲覧権限が無いため、当該システムからは、政令市、中核市の被災状況は一切把握できない。このため、災害時には、政令市、中核市の被災状況把握に当該システムを活用することができず、インフラ等を中心とした支援の検討や国への支援要請などの対応が遅れることや、被災状況の把握に時間を要することが想定される（介護関係については、権限のない政令市分も閲覧は可能）。

さらに、介護サービスの情報公表、障害福祉サービスの情報公表等の制度が異なるシステムで運用されており、付随する災害時情報共有システムについても、提供サービスごとに各システムへの報告が必要となり、事業所によっては重複報告が必要となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

障害サービスと介護サービスを併設している事業者から発災時にどちらのシステムに報告をしたかわからなくなるといった意見があった。
被害規模が少なかった災害時でも、市町村が被災状況情報の登録権限がないため、システム外の連絡調整に時間を要した。大規模災害発生時には、更に対応が困難になることが予想される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

災害時情報共有システムについて、市町村に利用権限を付与することで、事業所等へ迅速な報告指示が可能となるとともに、市町村が被災状況を把握できることにより、即座に必要な措置を講じることが可能となる。
また、都道府県が指定権限等を持たない政令市を除く市町村所管の事業所等に対する緊急連絡先の更新・登録の促進が期待される。
都道府県において、すべての市町村が得た被災情報をシステム上で集約できることにより、インフラ等を中心とした必要な支援の検討や国への支援要請など、迅速な対応が可能となる。
介護と障害のシステムが連動することで、事業所等の事務負担を軽減し、利便性が高まる。

根拠法令等

「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(令和5年10月20日付けこども家庭庁・厚生労働省関係局長通知)、介護保険法第115条の35から第115条の44、地方自治法施行令第174条の26、第174条の31の4第174条の32、第174条の49の2、第174条の49の12、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、花巻市、宮城県、高崎市、川口市、千葉県、神奈川県、浜松市、豊橋市、京都府、大阪市、高知県、熊本市

○現状は介護サービスと障害サービスで異なるシステムを用いて被災状況を報告することとなっており、災害時には異なるシステムから各サービス種別事業所の被災状況を収集する必要がある、相当程度時間を要すると思われる。
○災害時に、介護施設等の被災状況を把握するシステムがないことから、当該システムの利用権限等あれば、介護施設等の被災情報及び対応状況等被災状況の把握できることとなり、市町村内の状況把握や迅速な支援等が可能となる。
○社会福祉施設の被災状況は、市町村においても把握する必要があるが、提案のとおり市町村に利用権限がないため当該システムによる被災状況の把握ができない。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	92	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	92 ）			提案分野	08_消防・防災・安全

提案事項（事項名）

災害時情報共有システムの対象に保護施設を追加すること

提案団体

大阪府、山形県、栃木県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、沖縄県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

災害時情報共有システムの対象に、保護施設（救護施設など）を追加することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】
災害時情報共有システムにおいて、保護施設（救護施設など）は対象外となっていることから、国・都道府県・市町村・施設間の情報共有は、国指定様式のエクセル表を用いた電子メールに依ることになっている（厚生労働省の指示）。

【支障事例】
システムの対象外であるために、関係者間の情報共有を電子メールで個別に行わなければならない、煩雑かつ時間がかかる。

【改善の必要性】
保護施設の入所者の約半数は高齢者であり、障がい者も少なくない。
また、大規模な入所施設でありながらシステムの対象外になっているのは保護施設のみである。
災害時における迅速な情報共有のためには、システムの対象にさせていただく必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

府内の救護施設から、なぜシステムの対象外なのかという疑問の声が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

災害時における迅速な情報共有が可能になる。

根拠法令等

「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和5年10月20日付けこども家庭庁・厚生労働省関係局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、宮城県、茨城県、高崎市、川口市、浜松市、島根県、高知県、福岡県、熊本市

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	95	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	95 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

保育施設の給付・監査業務に係る標準仕様システム及び施設管理プラットフォームの効果的な構築等

提案団体

神戸市、福島県、大阪府

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化を着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化を求める。

自治体が先行的に構築している標準化システム対象業務外の加算認定に係る業務に係る独自システムについて、今後の標準化システム及び施設管理プラットフォームの導入に当たって、自治体の先行的な取組に配慮いただきたい。

また、施設管理プラットフォームの本格導入に当たって、保育施設の広域利用の請求事務に係る負担軽減のため、市外の施設の請求の承認等が可能となるようなシステム構築を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

民間の保育施設への毎月の施設型給付費の算定については、国の通知で定義された加算要件が28種類も存在し、毎月各施設から提出される認定申請書は22種類にもわたることから、大きな事務負担となっている。当市職員は、年間約4,000件の問い合わせに対応し、各種申請の審査に年間約7,400時間を要している。

当市においては、独自に令和6年度から施設型給付費の自動算定機能等を備えたクラウドサービスを導入し負担軽減を図る予定だが、制度自体の簡略化が必要と考えている。

また、この独自のクラウドサービスについては、全国でも先行的であり、かつ汎用性の高いものだが、標準化されている施設型給付請求システムと密接に関連するものであり、標準化システムや施設管理プラットフォームとの連携、今後の標準化仕様書及び標準化対象業務の拡大等において支障が出る場合、構築した独自システムが無駄になる可能性がある。

現在、児童が居住する市区町村以外の保育施設を利用したい場合、市区町村間で受委託による利用調整を行い、市内に居住する子どもが市外の保育施設を利用する場合、保育施設が居住地の自治体に施設型給付費の請求を行う仕組みになっており、施設・自治体の間での確認・精算業務が大きな負担になっている。

【支障の解決策】

国は、保育施設や自治体の負担軽減を図るため、処遇改善加算の取得要件としていた賃金改善計画書の廃止や、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの整理・統合を進める方針を示しているが、これを着実に進めるとともに、他の加算制度の整理・統合や、加算取得手続（申請書類）の簡素化・統一化についても早期に検討を行う。

国が今後導入する施設管理プラットフォームや標準化システムの検討に当たっては、先行自治体が汎用性のあるシステム構築を行っている場合、標準化システムとして採用、又は連携を可能とするなど、自治体独自システムを調査の上、先行自治体のシステムが無駄にならないよう配慮を行う。

また、施設管理プラットフォームの導入及び標準化システムを整備する際には、市外の施設情報の参照及び市外の保育施設からの請求内容の承認を可能とするなど、広域利用に対応したものとし、施設と自治体の負担を軽減する設計とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

各保育施設では、月々の定例的な申請作業について月平均 20 時間程度要している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育施設職員と自治体職員の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法、教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に用留守費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 27 年内閣府告示第 49 号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和 5 年 5 月 19 日付けこども家庭庁成育局長文部科学省初等中等教育局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、函館市、花巻市、宮城県、仙台市、荒川区、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、飯田市、浜松市、名古屋市、小牧市、兵庫県、朝来市、奈良県、安来市、高知県、大牟田市、熊本市、鹿児島市

○処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの認定および施設型給付費の額の算定にあたっては、加算が複数あるだけでなく、加算項目の追加や要件の変更などが頻繁に行われることで、市の事務負担のみならず、民間施設や業界団体からも制度の複雑化により事務が煩雑となっているとの意見が多く寄せられていることから、本提案に賛同するものである。

○当市においては、独自にシステムを構築するなどして施設型給付の事務を行ってはいないが、市内及び広域入所施設の請求・支払い事務にあたっては多大な事務負担となっている。とくに広域施設については、各市で加算認定を行っているため、加算内容の確認のため当該施設や施設のある各市町村に照会をかける必要が生じる。そのため、システム上で各施設の認定状況が確認でき、かつ請求額の確認ができるような標準のシステムの導入を求める。

また、処遇改善の加算認定に関して、賃金改善計画書の提出を不要とする改正がされたが、処遇改善加算はⅠからⅢまでであり制度が理解しにくいこと及び加算額がその年度の加算取得状況や職員構成によって増減するため、給付を受ける施設においても混乱を生じやすく、その問い合わせの対応について苦慮している状況である。

施設型給付の制度について、加算のあり方を早急に整理し簡素化するとともに、各市統一的に利用できるシステムの提供を検討されたい。

○当市でも処遇改善加算に係る業務が職員及び保育施設職員の負担が大きく、他の加算制度も整理・統合、加算取得手続の簡素化・統一化されることにより事務負担が軽減される。

また、現在、市と市内の保育施設で共通システムを使用し施設の請求の承認等を行っているが、全国共通のシステムとの連携が可能となれば、市外の施設からの請求の承認等も可能となり、事務負担が軽減される。

○各施設への給付費等の計算は独自システムを使用しているが、加算の種類が多く、確認に時間を要することから、大きな事務負担となっているところである。特に処遇改善等加算については、令和 6 年度から賃金改善計画書が廃止になったが、そもそもの制度が複雑であり施設からの問い合わせも非常に多いため、整理・統一について早急な検討が必要と考える。

また、国の標準化システムを構築するにあたっては、当市においても独自システムを使用しているため、導入にあたっては互換性等の配慮いただきたい。

○加算認定業務は、所管する施設数が多くなるとその業務量も膨大になる。特に、処遇改善加算の認定業務は複雑であり、保育施設職員へ制度や事務手続きについて説明し、理解してもらうことや問合せへの対応に多くの時間を要している。

○一本化の内容によっては市システムの改修が必要になることも想定されることから、制度設計を早急に示されることを併せて要望いただきたい。

○各加算項目については、種類が多かつ幼稚園、保育所、認定こども園で内容が一部異なるなど内容が煩雑であり、認定業務に時間を要している。また、処遇改善等加算について加算ⅠⅡが県、新たに創設されたⅢが市での認定となっているため認定業務が複雑となっている。なお、当市においても施設型給付費に係る独自の算定システムを導入しており、今後の標準化システム移行に伴った既存システムの取扱いについて危惧してい

るものである。

○当市においても処遇改善等加算Ⅰ，Ⅱの申請事務の業務量は膨大である。処遇改善等加算はⅠ～Ⅲまであり、それぞれの加算実施内容が複雑かつ煩雑であるため、市内の民間保育所等からも制度の統一化及び簡素化を求める声が毎年度あがっている。当市には28園の民間保育所等があり、毎月の各園の雇用状況、加算取得状況確認後に施設型給付費を算定し、決まった月日までに支払いを完了する一連の業務量も膨大である。

広域入所についても当市では、令和5年度は27名の広域入所委託児童がおり、50件以上の支払い事務を行っている。市外の保育施設の加算状況を確認し、金額の精査、支払い事務に少なくとも30分程度は必要な状況である。また受託している児童数は100名を超えており、委託元の市町村からの問い合わせ等の対応も必要である。広域入所にも対応したシステムが導入され、業務の軽減が図られること、処遇改善等加算の簡素化・統一化に期待する。

○処遇改善加算の整理・統合化を求める。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	126	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	126 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

保育所等において一時的な食事の外部搬入を可能とすること

提案団体

茨木市、福島県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

老朽化した保育所給食室の改修工事を実施する場合等、やむを得ない事情がある場合に限り、一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入することを可能とすること。

具体的な支障事例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）第 11 条により、児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならないとされている（設備運営基準第 32 条の 2 により、保育所においては満三歳以上の幼児に関しては、食事を当該保育所外で調理・搬入することが認められている）。

老朽化した保育所給食室の改修工事を実施する場合、当該保育所での調理を行うことができなくなるが、現状の設備運営基準では、食事を当該保育所外で調理・搬入が行えないため、改修工事の実施が困難である。

外部搬入方式については、家庭的保育事業において、三歳未満児でも認められているところであり、本提案のようなやむを得ない事情がある場合に限り、一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入することを可能としていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一時的に食事を当該保育所外で調理・搬入が認められることにより、老朽化した保育所給食室の改修工事を行うことができる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 11 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、宮城県、仙台市、ひたちなか市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、大阪市、東温市、熊本市、宮崎県

○現時点で支障は生じていないが、設備の老朽化や災害等により支障が生じる可能性が考えられ、そのような場合においても園児への安定した給食提供は必要である。

○当市においても老朽化している保育施設が数多くあることから、今後、同様の事象が発生することが、見込まれる。

○将来的に発生する可能性があることから制度の見直しを求める。

○支障事例のような事案は発生していないが、今後、同様の事案が発生する可能性があることから、制度改正が必要であると考ええる。

○当市においても老朽化した保育所給食施設の改修工事を行う際に苦慮した事例があるため。

○施設の改修を行い、改修中は仮園舎を設けて保育を提供予定とする保育所より、仮園舎にも調理室を設けなければいけないのか、それとも改修中の施設の調理室で調理したものを仮園舎に搬入してもいいのか、との問合せを受けたことがある。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	136	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	136 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

都市部における保育所等への賃借料等支援事業における支援対象の拡大

提案団体

北広島市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

保育対策総合支援事業費補助金における、「認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月19日こども家庭庁成育局長通知）」のうち、「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」の支援対象を、以下①、②以外の自治体にも拡大を求める。

①『「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について（平成28年4月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）』別表に掲げる自治体

②自ら緊急対策の取組を希望し、平成28年4月27日までに厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係へ登録を行った自治体

具体的な支障事例

当市においては、急激な学齢前児童世帯の転入により、令和4年度・令和5年度と年度途中から待機児童が発生し、解消に向けて保育定員の拡大等に取り組んでいる（令和5年度：44人拡大、令和6年度：158人拡大）。当該拡大後もなお、1・2歳児では20人の定員が不足しており、現在、建築中の建築物内に賃貸借による保育所の整備を計画している。

しかしながら、昨今の地価上昇及び建設単価の高騰により、賃借料単価が高騰しており、事業者の公募及び運営に大きな負担が生じている。

公定価格の賃借料加算の項目において試算すると、2,232千円/年となり、当該賃借物件の賃借料想定額の26,459千円/年とは相当の乖離がある。

仮に、「都市部における保育所等への賃借料等支援事業」の対象となった場合、当市においては事業者に対し16,500千円/年（うち国から市への補助額11,000千円/年）の補助が行われることとなるが、本事業の支援対象は『「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について』に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限ることとなっており、当市は対象となっていない。

ついては、当該事業の支援対象を平成28年時点での市町村に固定せず、その後の状況変化により待機児童が発生し又は発生する恐れがあり、解消に向けて取り組んでいる市町村への拡大を行っていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当該賃借物件における保育所の公募を行う前段階として、令和5年10月10日から20日まで、4事業者からサウディング調査を実施し、また、令和6年4月1日から当該公募を実施しているところであるが、多数の事業者から賃借料にかかる支援が求められているところ。

事業採算面から進出を躊躇する事業者もみられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

平成 28 年に発出された通知以降の状況変化により待機児童が発生し又は発生する恐れがあり、解消に向けて取り組んでいる市町村において、事業者の参入が促されることで、より多様な方法で保育所が確保できるとなり、住民の保育需要に応えることができる。

根拠法令等

認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月 19 日こども家庭庁成育局長通知）
「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について（平成 28 年4月7日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

多賀城市、浜松市、小牧市、沖縄県

○当該通知では、当県においてもいくつかの団体が別表に掲げられているところであるが、提案団体のように当該通知に基づく支援を新たに要する団体が生じる可能性を考慮して提案に賛同したい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	137-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	137 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

保育所等における児童の健康診断の検査項目の見直し

提案団体

城陽市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けられている健康診断について、「学校保健安全法に準拠」するのではなく、未就学児については「各年齢（月齢）に応じた検査項目」を新たに定めることを求める。

又は、必ずしも学校保健安全法に規定する検査項目の全てを実施する必要がなく各児童の発達状況に応じて適宜検査を行うことを推奨する旨を明示することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

保育所等の児童福祉施設及び家庭的保育事業者等に実施が義務付けされている健康診断については、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないとされている。

【支障事例】

学校保健安全法に規定する健康診断について、視力及び聴力検査が項目として定められているが、未就学児（特に乳児及び低年齢の幼児）に当該検査を有効に実施することが現実的に困難である。小学生以上の児童に実施するのと同じの検査方法・検査項目は、「見える・聞こえる」を自身で意思表示することを前提としており、未就学児（特に乳児及び低年齢の幼児）に対して有効に検査することができない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市管内の保育施設から、未就学児（特に乳児及び低年齢の幼児）に対する視力・聴力検査の有効性に対する疑義や保護者に医学的に信ぴょう性のある検査結果を伝えることの困難性の解消、職員の負担軽減を求める意見が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育所等で実施する健康診断の有効性の向上、及び保育所等の職員の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条第1項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第17条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第27条、学校保健安全法第13条、学校保健安全法施行規則第3条、第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、大阪市、羽曳野市、広島市

○当市においては、保育所等における児童の健康診断について、学校保健法に準拠しつつ、検査健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情であり、保育所等における健康診断について、学校保健法に準拠した全ての項目の検査を行うことが未就学児、特に乳児及び低年齢の幼児に対して有効であるのか疑問が残ることから、提案に賛同する。

○尿検査についても、自治体間で対象年齢等にばらつきが見られ、必要性の判断に苦慮するため、提案内容に賛同する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	137-2	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	209 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

保育所等における児童の健康診断の実施頻度、内容の明確化等

提案団体

奈良県、滋賀県、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。」とする児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や同様の内容が規定されている就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則について、より具体的な準じるべき内容・頻度を示すとともに、幼稚園児や小児（3～5歳児）と同様に実施することが困難な乳児期や低年齢の幼児期（0～2歳児）における視力検査や聴力検査等について、現場での実践に資する実施手順など、より具体的な健康診断の内容を示すよう求めるもの。
なお、その際は、母子保健法上の乳幼児健診との関係を踏まえて検討いただきたい。

具体的な支障事例

保育所等における児童の健康診断については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や同様の内容が規定されている「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」等で、学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定されているが、それ以外の明確な規定がない。
そのため、県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等について、0～2歳児は検査が実施困難である」「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」といった声が寄せられており、対応に苦慮するケースがある。
特に0～2歳児は、そもそも実施困難な検査項目（視力検査、聴力検査、尿検査等）があるが、保育所等での健康診断の実施方法について具体的に示されたものはなく、「実施が難しい場合は省略可能」などの通知もない。また、健康診断の実施状況は指導監査の項目となっているが、0～2歳児が全ての検査項目を実施していなかった場合、監査をする職員によって指導内容に差が生じており、保育所等から苦情が出ている。
年齢に応じた実施可能な健康診断の項目を定め、全国一定の基準によって指導監査を実施する必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内の保育所等から「尿検査や聴力検査、視力検査等について、0～2歳児は検査が実施困難である」「学校保健安全法施行規則に定める全ての検査項目を2回実施する必要があるか、根拠とあわせて示してほしい」といった声が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公立園における適切な健康診断の実施及び私立園に対する適切な指導監査の実施に寄与する。また、適切な健康診断の実施を通じ、児童の健康福祉の増進が図られる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 12 条
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 27 条
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 17 条
学校保健安全法第 13 条
学校保健安全法施行規則第3条、第6条、第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、三郷市、川崎市、新潟市、浜松市、小牧市、稲沢市、田原市、羽曳野市、広島市

○保育所等における児童の健康診断の内容については、「学校保健安全法及び同法施行規則に準じて年2回実施する旨が規定」されているが、それ以外の明確な規定がないため、当市では、健診項目等に関しては乳幼児の発達段階に配慮した形で柔軟に行われているのが実情である。また、指導監査についても、現場の混乱を避けるため、乳幼児の発達段階に配慮した形で全国一律の基準により行うことが望ましいと考えるため、提案に賛同する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	165	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	165)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

社会福祉施設等における木材利用実態調査の廃止等

提案団体

群馬県、山形県、川崎市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省、農林水産省

求める措置の具体的内容

こども家庭庁及び厚生労働省において毎年度実施している、「社会福祉施設等における木材利用実態調査」を廃止し、同調査による回答事項を、調査対象となっている関係国庫補助事業の実績報告において報告を求めるよう、見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

こども家庭庁及び厚生労働省による事務連絡「社会福祉施設等における木材利用実態調査の依頼について」により、当初は「自民党林政調査会等における資料とするため」、平成 29 年度以降は「今後の検討に用いるため」として、遅くとも平成 21 年度から、都道府県・指定都市・中核市（以下、都道府県等）あてに毎年度調査が依頼されている。

同調査は施設整備事業における用途別（構造材、造作材、外構材等）の木材・国産材の使用量や CLT の使用量を問うものであり、調査対象は、特定の国庫補助金・交付金により整備した施設に限られる。

【支障事例・制度改正の必要性】

これらの補助金・交付金事務とは別個に同調査が実施されていることで、都道府県等職員のほか、社会福祉法人等や施行業者に無用な負担が生じている。

なお、当県では、直近5か年で平均年 24.4 件を報告しており、1件当たりの回答に、①都道府県等職員等・②社会福祉法人等・③施行業者の3者で概ね3時間程度を要している。

【支障の解決策】

社会福祉施設等における木材利用状況を、特定の国庫補助金・交付金の実績報告により把握することで、現行の調査を廃止する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

竣工後すぐに実施される調査であれば、迅速かつそれほどの負担なく回答できるが、現行の調査が、竣工から 10～18 か月経過後に実施されており（令和5年度）、時宜を逃していることもあって回答者に負担が生じている。（社会福祉法人等、施工業者からの意見）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

引き続き社会福祉施設等における木材利用状況を取得できる体制を維持しながら、事務連絡による調査を廃止することが可能である。

また、都道府県等職員、社会福祉法人等、施行業者の事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

社会福祉施設等における木材利用実態調査の依頼について（各年度同名の事務連絡により調査実施。直近：令和6年1月11日）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、千葉県、相模原市、岐阜県、名古屋市、京都府、大阪府、豊中市、高知県、熊本市、特別区長会

○本調査は、補助事業者に照会の上、回答しているが、照会日から回答期限までの日数が短く（直近の調査では一週間程度）、県担当職員、補助事業者、施工業者の負担となっている。①具体的な支障事例にあるように、補助金ごとの実績報告時に把握することで、2度手間になることがなく、無用な事務負担の軽減に繋がる。

○本調査の時期は実績報告からタイムラグがあることから、法人・施工業者によっては資料の再確認に時間を要する可能性があり、なぜこのタイミングなのかと不信感を抱かれた例もある。実績報告の本調査項目を盛り込むことができれば、市、法人及び施工業者の確認作業を最小限に抑えられる。

○当市においても、関係各課への照会・調製等で時間を要していることもあり、国庫補助金・交付金の実績報告により把握することで本事務連絡による調査が廃止できるのであれば、それが望ましい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	172	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	172 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の経過措置期間の延長

提案団体

大阪市、京都府、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」における経過措置期間を2年間から5年間に延長すること。

具体的な支障事例

虐待を受けた子ども等を保護する一時保護施設については、「児童養護施設の設備及び運営に関する基準」（昭和二十三年厚生省令第六十三号）を準用し運営等を行うとともに、平成 28 年の児童福祉法改正や「一時保護ガイドライン」（平成 30 年厚労省局長通知）を踏まえ、環境整備等に取り組んでいる。

当市でも個室化・ユニット化による生活環境の向上とともに入所定員の増員を図るため、令和8年度を目途に一時保護施設を4か所体制とする施設整備と、これまでの配置基準に基づく計画的な職員確保や人材育成に取り組んできているところである。

このような状況の中、令和6年に新たに策定された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和六年内閣府令第二十七号）では、一時保護施設におけるこどもの状況を踏まえ、一時保護施設の質を担保し、より手厚い児童支援に資するものとなっているが、ユニットごとの夜間職員の配置や児童 10 人につき1人以上の心理療法担当職員の配置が必要になるなど、これまでの基準に比べ、大幅な増員が必要となる。

職員の確保にあたっては、計画的な人材の確保と専門性の育成が必要となるが、経過措置の期間はわずか2年間となっており、短期間での急激な職員増は、職員の確保だけでなく、多くの新任職員を抱え、指導・管理体制も整わない中、人材育成が追いつかず、支援の質の低下を招きかねない。

支援の質を低下させることなく、定員を確保するためには、経過措置期間として5年程度は必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一時保護施設に入所するこどもは虐待など様々な課題を抱えており、どのような支援・養護を行うか、どのように接するかなど、その対応にあたっては高度な専門性と経験が求められる。また、夜間は単に就寝している児童を見守るだけでなく、情緒が不安定な児童による器物の破壊や職員への暴力行為など問題行動が起りやすい時間帯でもあり、単に必要な職員数を確保するだけでなく、こども一人ひとりにあった支援が行えるよう人材育成していくことが重要である。

経過措置期間の延長により、地方の実情に応じて計画的に人材の確保や育成に取り組むことができ、各自治体で専門性をもった職員が一時保護施設に入所するこどもたちの個々の状況に応じきめ細かく支援することが期待できる。

根拠法令等

一時保護施設の設備及び運営に関する基準附則第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、滋賀県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県

○当県においても同様の状況であり、基準に基づき一時保護所に人員配置を行う場合、専門職員が不足することが見込まれる。また、児童虐待相談件数が増えたことにより、児童相談所の児童福祉司及び児童心理司を増やさざる得ない状況下において、一時保護所の人員の確保となると、質が担保できないものとなる。さらに、各配置すべき職員の具体的な業務内容が基準で明記されていない。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	173	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	173)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

地域型保育事業所の認可要件の緩和

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」によって定められている地域型保育事業所の認可要件のうち、「代替保育」は、一定の条件を満たせば、地域型保育事業所同士の連携を認められている。一方で、「保育内容支援」については地域型保育事業所同士の連携が認められていない。そこで、地域型保育事業所の連携施設の確保を進めるため、「保育内容支援」についても地域型保育事業所同士の連携を認めるよう、認可要件を緩和すること。

具体的な支障事例

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）では、地域型保育事業については、小規模かつ2歳までの保育であることから、「1 保育内容支援」、「2 代替保育」、「3 卒園児の受け皿の確保」の3要件で合意した連携施設の確保を必要としているが、令和6年度末までは連携施設がなくても認可できる経過措置がある。当市では、地域型保育事業者に対して、経過措置期間内に連携施設を確保することを求めているが、なかなか連携施設の確保は進んでいない。平成28年から、連携先となる施設へのインセンティブとして「連携施設支援事業補助金」を創設し、連携施設を確保できていない地域型保育事業所に対して、個別に連携先の候補となる保育所等とのマッチングを行っているものの、令和6年4月時点では、3項目の完全合意をしている事業所は約6割程度にとどまっている。

制度開始後約10年を経過した現時点では、新たに連携先になる保育所・認定こども園等が少なくなっているため、これ以上連携が進むことは期待できない。このような現状を踏まえると、地域型保育事業所の自助努力やこれまでの当市の取組だけで、経過措置期間内に、更には仮に経過措置期間が延長された場合においても全事業所が連携施設を確保することは困難である。

しかしながら、小規模保育の地域型保育事業所の入所児童に集団保育を経験する機会を確保するとともに、緊急時にも保育を実施するための保育士を担保することは必要である。

現在、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」において、一定の条件（「①保育所、認定こども園、幼稚園による連携が著しく困難であること」「②代替保育の実施によって本来の事業の実施に支障が生じないこと」「③代替保育を実施した場合の役割分担及び責任の所在が明確であることを要件とする。」）を満たせば、「代替保育」については、地域型保育事業所同士の連携を認められている。一方で、「保育内容支援」については、地域型保育事業所同士の連携が認められていない。

そこで、地域型保育事業所の連携施設の確保を進めるため、「保育内容支援」についても地域型保育事業所同士の連携を認めるよう、認可要件を緩和して欲しい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「保育内容支援」について連携施設を確保できていない複数の地域型保育事業所から、自助努力では連携施設

を確保することができないため、地域型保育事業所同士の連携でも、認可要件を充たしたという扱いにしてほしいという意見が寄せられた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

保育内容支援についても事業所同士の連携を認められた場合、これまで、代替保育だけで連携していた事業所同士が、保育内容支援も連携することで、日常的に相互で保育支援を行い、不測の事態での応援派遣をスムーズに実施するすることが可能になる。

例えば、複数の事業所が運動会や誕生日会等のイベントを共催することで、2歳児等の集団保育の機会を確保し、保育に関する情報を共有できるようになるとともに、異なる事業所の保育士間で相談しやすい環境ができる。

更には、従来の代替保育だけでは連携が叶わなかった未連携施設への理解・連携促進につながり、児童と保育士の双方にとって、より安心・安全な保育の実現に資する。

また、認可要件の緩和により、今後新たな地域型保育事業所の設置が行いやすくなる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、さいたま市、上尾市、新潟市、浜松市、神戸市、広島市、熊本市

○当市においても、行政区によりばらつきがあるものの、特に引き続き保育需要が伸びている地域において、連携を設定することが難しい状況となっている。

○特に家庭的保育事業者において保育所・認定こども園との連携はハードルが高いという側面がある。

○当市においては連携施設を確保できなかった事例無しではあるものの、連携施設の解除の相談を受けることがある。しかし、新しい連携施設の確保が困難であることが原因で連携の解消が困難になっている実情がある。よって、新規の連携施設の確保の選択肢が広がる本提案に賛成する。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	190	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	190 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項における市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間（5 年）を市町村の実情に合わせて柔軟に設定できるよう見直していただきたい。

具体的な支障事例

当市では、令和6年度にこども計画の策定を予定しているが、こども施策の総合的な推進、市民にとってのわかりやすさの向上、計画策定の事務効率化のため、市町村子ども・子育て支援事業計画を含む個別関連計画と一体的に策定する方針である。

一方で、こども計画は、令和6年度から8年間で1期（4年で中間見直し）としてスタートする当市総合計画とも整合を図る必要があるが、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項において、市町村子ども・子育て支援事業計画は5年を1期として定めるものとされており、総合計画と計画期間にズレが生じてしまうことで、市民にとってわかりにくい計画となる恐れがある。

また、当市に限らず、市町村ごとに適切な計画期間は様々であり、効率的・効果的な計画行政を推進する観点から提案するもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間を市町村の実情に合わせて設定できるように法改正を行うことで、より実態に即した計画を策定できるだけでなく、当市のマスタープランである総合計画とこども計画の計画期間が一致し、市民にとって分かりやすく、市政の方向性においても矛盾が生じなくなる。

また、各計画の進捗管理等においても効率化が期待できる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6年内閣府告示第 20 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、横須賀市、小牧市、高松市、久留米市

○当市においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間と市の最上位計画である総合計画の計画期間が異なっている状況である。
市で策定する計画は計画期間も含めて一体的に策定することにより、市民にとって分かりやすいものとなり、各計画の進捗管理の効率化ができるとともに、効果的な計画行政の推進が期待できる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	192	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	192)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

障害児通所支援事業所従業員の人員基準の見直し

提案団体

鳥取県、滋賀県、大阪府、和歌山県、全国知事会、中国地方知事会、将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

障害児通所支援事業所の利用定員数を標準未満とする場合に限り、従業員の人員基準を「標準」又は「参酌すべき基準」へと見直すこと

具体的な支障事例

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）により、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の人員基準として、障がい児の数が10人までの場合、児童指導員又は保育士を2人以上配置（うち1人以上は常勤）すること、児童発達支援管理責任者を1人以上配置（1人以上は専任かつ常勤）することが規定されている。

当県（全19市町村）の障害児福祉計画の令和6年度サービス見込量によると、児童発達支援は12市町村が10名未満（うち8市町村が5名未満）、放課後等デイサービスは5市町村が10名未満（かつ5名未満）である。

一方、利用定員が、国が標準として定める10名に満たない事業所も、現行基準どおりの人員配置を求められ、事業運営が困難な状況にあることから、当県内の市町村のうち約半数に児童発達支援事業所が、約3分の1に放課後等デイサービス事業所が1か所もなく、障がい児が身近な地域で通所支援を受けられていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

○放課後等デイサービスのない地域の児童の多くは、車で数十分かかる近隣市にある事業所を利用しているが、放課後の多くを移動時間として過ごしており、本来受けるべきサービスを十分に受けることができていない。

○福祉人材の不足によって、事業継続に以下の影響が出ている。

東部圏域：人材不足に関する相談が月1、2回程度あり、令和5年度に2事業所が人材不足により廃業した。

中部圏域：有資格者の人材不足に関する相談があり、令和4年度に1事業所が人材不足により廃業した。

西部圏域：児童発達支援管理責任者の確保困難により、令和5年度に廃止事業所が1か所、休止事業所が1か所あった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「標準」又は「参酌すべき基準」に見直すことにより、例えば、障がい児の実数が少なく利用定員が5人に満たないような小規模な事業所について、従業員の常勤規制を緩和する（児童が利用する時間帯のみ必置とする）等の地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる。

これにより、特に担い手不足の中山間地域等にあつて限られた児童福祉人材の有効活用が図られるとともに、障がい児に必要なサービスを身近な地域で提供可能な体制の整備（事業所の進出、定着）に資することができる。

根拠法令等

児童福祉法第 21 条の 5 の 19 第 3 項

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、長野県、高知県

○当県では、小規模町村が多く、山間部等で利用児童が1名となる事業所も存在する中、直接支援員の2名配置が負担となり、放課後等デイサービスの開設が進まない地域がある。その結果、身近な地域での開設が進まず、片道1時間以上を要して他地域へ通う事例もあり、事業者・利用者の双方にとって負担となっている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	205	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	205）			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務の見直し

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

以下の2点について、補助金等に係る法定受託事務の見直しを求める。

- ①「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。
- ②「会計法」第48条第1項に基づき、国の歳入等に関する事務を都道府県が行うことについては、国が直接実施するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【①補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律について】

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項に基づく県予算を経由しない補助金等の市町村等への交付事務については、デジタル化の進展や公印省略による紙文書送付の廃止等を踏まれば、国において直接実施が可能であり、また、補正指示や質疑対応を含めて、外部委託なども含めて必要な執行体制を国において構築することが、安定的かつ即時的な事務の実施に必要不可欠と考える。

また、市町村等の事業執行に当たり、都道府県を介して命令や質疑応答を行うことは効率性及び即時性に欠ける。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などのように緊急対応を要する事業については、国民の生命身体を守る上で必要不可欠な事務であるにもかかわらず、安定的な実施体制を確保できないというリスクが常に生じていることから、「円滑な執行の確保」が図られるよう、一義的には国の責任において対応すべきである。

当県では、平成の大合併により86市町村から23市町に削減している。このように市町村の数も減少していることから、都道府県へ事務を分散させずとも、国において直接実施が可能と考える。

【②会計法について】

会計法に基づく事務は、①に付随する事務であり、併せて国において直接実施すべきと考える。

なお、官庁会計システム（ADAMS）により、補助金等業務に関係して都道府県が実施している事務は、現地において実施することそのものに意味のあるものではないため、同様に国において実施すべきと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村等との間で、都道府県を介することなく実施することで事務の効率化が図られる。

いわゆる補助金等の交付事務に関連して、国から都道府県に対して市町村等への調査や取りまとめなども行うこととなっているが、国において直接実施されることにより、これまで都道府県職員が当該事務に充てていた時間が削減される。(時間外勤務の縮減につながる。)

これにより、本来都道府県が強化すべき、政策的な事業・業務に人役を充てることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 17 条、会計法第 48 条第 1 項、予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、大田原市、山梨県、大阪府、福岡県、熊本市

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、支払事務や繰越事務等の業務が膨大であるだけでなく、国からの極端に短い期限の照会への対応などにより、交付金以外の業務への対応が困難な状況が続いている。

特に年度末や年度初めに至っては、担当者が異動になることもあり、交付金以外の事務について対応ができない状況となっている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	219	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	219)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し

提案団体

長野県、山形県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要性が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】
都道府県等(都道府県、政令指定都市又は中核市をいう。以下同じ。)は、事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定事業者に対して、自立支援給付費等(財源:国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)を支払っている。
指定事業者が不正を行った場合、都道府県等が行政処分や勧告を行い、市町村は、その処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行うこととなっている。
市町村が不正利得として返還を求めた額は、法に基づく費用とはいえないことから、市町村は、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されている場合には、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額を一般財源により返還することとなっている。

【支障事例】
当県は、令和5年 12 月に、不正の手段により指定を受けたとして、指定障害児通所支援事業者に対して、指定取消処分を行うとともに、当該事業者に障害児通所給付費を支払っていた市町村に対して、給付費の返還を求めるよう依頼した。
当該事業者は資力に乏しく、徴収困難となる公算が高いことから、市町村によっては1億円弱の国庫返還が見込まれる。

【制度改正の必要性】
全国的に、障害福祉サービス等を提供する事業者は営利法人を中心に増加しているが、一方で、不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、都道府県等による障害福祉サービス等事業者に対する行政処分の件数も増加している。
自立支援給付費等の支給に関して、市町村は関係法令等に基づき適切な事務執行の責務を果たしているにもかかわらず、徴収困難となった返還金に係る国庫負担分についても、市町村だけにその責任を負わせることは、酷である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定権者である都道府県等にあつては、不正を行った事業者に対し、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを心配することなく、厳正な措置を講じることができる。
市町村にあつては、都道府県等による事業者に対する行政処分や勧告に起因して突如発生する国庫負担金の肩代わり返還により、地方自治の根幹をなす重要な一般財源を失うことなく、市町村自らの判断と責任による自主的・自立的な行政運営により、増大する役割に責任をもつて的確に対応し、地域で必要とされるサービスの充実に努めることができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条、第29条、第49条、第50条、第92条、第95条
指定障害福祉サービス事業者等監査指針4(5)
障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱
児童福祉法第21条の5の3、第21条の5の7、第21条の5の23、第21条の5の24、第51条、第53条、第57条の2
指定障害児通所支援等事業者等監査指針4(5)
障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、仙台市、さいたま市、富山県、京都府、豊中市、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、高知県、久留米市、熊本市、沖縄県、特別区長会

○不当利得により県から事業者に対して過誤調整により是正するよう指導があつたが、事業者がこれを不服として返還を拒んでいる。しかし、県は市に対し、負担金の実績報告書を訂正するとともに、国庫負担金が過大に交付されているとして、事業者からの返還の有無を問わず、過大交付額の返還を求めたため、市は過大交付額の返還を行っている。市は事業者に対し返還交渉を続けているが、一般財源を失うおそれがあり、財政に与える負担が大きい。

○介護給付費等返還金については、一括返還が困難等の事業者からの申し立てにより長期間の分割納付・過誤調整で対応することとなるが、返還の長期化により運営状況が変化し、返還が滞る事例が複数発生し、その回収事務だけでも現場に多大な負担を強いている。また、他自治体の行政処分に伴う返還金については、援護自治体として通常の業務では知り得ない事由での行政処分もあるほか、返還対象法人を閉鎖して別法人として事業継続を企てる等の悪質な事例等、各地方自治体単体では如何ともしがたい事由があるにも関わらず、その国庫負担金を地方自治体が肩代わりせざるを得ない現行制度には問題がある。求められる厳正な措置に起因する返還金について、地方自治体に国庫負担金の肩代わりという一方的な負担を強いることは不適切であり、各地方自治体の実情に応じて提供・充実させる障害福祉に係るサービス提供の財源としての一般財源を圧迫するものである。

○不正等を行った事業者が自立支援給付費や障がい児通所給付費等の返還に応じない場合、国庫負担分を市町村が負担するのはおかしいと考える。

○当県においても、令和4年2月に不正行為を行った指定事業者に対して指定取消の処分を行い自立支援給付費等の返還を求めた事例がある。関係市町村が返還金を徴収しようとしたものの、当該事業者が破産し、徴収困難となった返還金のうち国庫負担分について関係市町村が肩代わり負担を求められることとなった。このように過剰な負担を強いることにより、市町村による審査や措置に支障を来し、ひいては利用者の不利益につながるおそれがある。このため、やむを得ない事情がある等の場合には、市町村による国庫負担分の返還の全部又は一部を免除する取扱いとすることが望ましいと考える。

○指導検査で不正請求等を指摘した事業所が、監査期間中に廃止届を提出したり、会社自体が破産するなどして、返還請求しても回収が見込めない債権となることがある。そうした場合でも、市町村は責務として返還を求めるが、回収できない場合でも国庫の2分の1と都道府県の4分の1をそれぞれに返納しなければならない。

回収できた額の国・都道府県分を返納し、不正利得の未回収分に関する債務を、市町村のみではなく、負担割合に応じた共同債務としてほしい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	256	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	256 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

保育料を児童手当から特別徴収する場合における特別徴収対象の見直し

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当法第22条における、児童手当からの保育料の特別徴収について、子ども・子育て支援法附則第6条第6項に基づき市町村が滞納処分の例により処分できる私立保育所の滞納分の保育料についても、公立保育所の保育料と同様、特別徴収の対象とすることを求める。

また、児童手当法施行令第6条により、特別徴収の対象が、児童手当対象月が属する年度と同年度の保育料に限定されていることから、過年度の保育料も対象とすることを求める。

具体的な支障事例

【背景】

当市では保育料の納入義務者に対し、期限内納付の徹底をお願いするなど、保育行政の安定的な財源確保に努めているが、度重なる納付指導にも応じない保護者が一定存在する。

児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制を確保するため、市では理由なく納付指導に応じない滞納保護者に対しては、法令に基づいた厳正な滞納処分を行い、公平・公正な徴収事務を進めている。

また、滞納保護者に対し、児童手当からの特別徴収を行うことは、非常に有効な手段であるとともに、市民への説明責任を果たす上で、重要な役割と考えている。

【支障事例】

児童手当法に規定する保育料の特別徴収対象は、公立保育所と私立保育所で異なっており、私立保育所においては滞納分の保育料は対象でないため、滞納処分を同じ自治体が一括して行うに関らず、入所先により取扱いに不均衡が生じている。

加えて、過年度の保育料は特別徴収の対象となっていないため、制度が未収金対策として有効に活用できていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

度重なる納付指導を行っても保育料を納付しない保護者に対し、児童手当からの特別徴収を行うことで、期限内に納付を行う保護者との公平・公正な徴収事務が可能となる。

入所先が公立か私立かによって異なる取扱いとなっているものが是正され、また、滞納を早期に解消することが可能となることで、滞納額の増加防止につながる。

また、保育料の滞納を早期に解消することで、保護者に納付意識が芽生え、その後の学校関連費用等の滞納の未然防止につながる。

根拠法令等

児童手当法第 22 条第 1 項、児童手当法施行令第 6 条、子ども・子育て支援法施行令附則第 9 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、上尾市、新潟市、浜松市、岡山県、春日市、鹿児島市

○私立保育園では納期限前の保育料のみが対象となっているなど、公立園と私立園で異なる取扱いとなっていることは是正すべきと考える。

○滞納保育料の回収手段として、制度の趣旨や費用対効果の観点からも児童手当からの特別徴収は非常に有益な手段であると考えます。当市においても提案団体と同様の支障事例があり、また、転園やきょうだい児別園等で公立・私立の異なる園での保育料に滞納がある保護者に対してのアプローチが困難であり、保護者自身にもわかりにくい仕組みになっているため、公立・私立で異なる取扱いの是正及び過年度保育料も対象とする改善を求めたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	264	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	264 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童福祉施設指導監査における標準化・効率化に向けた見直し

提案団体

指定都市市長会、船橋市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童福祉施設指導監査において、「技術的助言及び勧告」として示されている「児童福祉行政指導監査実施要綱」の「着眼点」について、根拠法令等を明示し、標準確認項目と標準確認文書を定めるなど標準化・効率化に向けた見直しを行い、技術的助言であることを明確にした通知を発出することを要望するもの。

具体的な支障事例

【現状】
自治事務である児童福祉施設の施設指導監査については、児童福祉法第 45 条第 1 項の規定に基づき定められた「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」（以下「運営基準」という。）を遵守しているか確認するため、平成 12 年 4 月 25 日付け厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」において、「技術的助言及び勧告」として示されている「児童福祉行政指導監査実施要綱」の「着眼点」（以下「要綱の着眼点」という。）により行政指導を行うこととされている。しかし、運営基準の内容が要綱の着眼点にない一方で、運営基準にない内容が要綱の着眼点にあるなど、運営基準と要綱の着眼点の整合性がとれていない現状となっている。

児童福祉行政指導監査のあり方は、他分野の指導監査に比べて大きく見直しが必要な状況である。例えば、障害・介護分野では、標準化・効率化が進められており、実地指導・運営指導における着眼点の根拠法令と確認文書が具体的に明示され、基準として省令で定めた最小限度の内容が着眼点となっている。特に介護分野においては、国で標準確認文書と標準確認項目を定め、運営指導マニュアルを作成するなど、事業者と自治体双方の負担軽減が進められている。

【具体例】
運営基準に従い、当団体を構成する市でも「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めているが、運営基準と要綱の着眼点の整合性がとれていないため、指導監査対応に苦慮している。

例えば、運営基準第 14 条の 3（苦情への対応）については、要綱の着眼点に「苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。」とあるものの、運営基準同条第 2 項以降の内容を反映していないため、不十分な指導監査となりかねない。

一方、要綱の着眼点「労働基準法等関係法規は、遵守されているか。」「通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。」「労働基準法第 24 条・第 36 条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。」とあるが、労働基準監督署の所管事項は地方公共団体の任務や所掌する事務の範囲外であり、行政指導は行えない（総務省 行政手続法 Q&A Q14）ため、実効性のある指導監査たりえない。仮に、地方公共団体による指導監査の対象とするのならば、その根拠及び明確かつ具体的な基準が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

要綱の着眼点に掲げる指導監査項目の根拠法令等を明示し、標準確認項目と標準確認文書を定め、標準化・効率化に向けた見直しが行われることで、事業者と自治体双方において、指導監査業務に係る負担が軽減される。

根拠法令等

「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成 12 年 4 月 25 日厚生省児童家庭局長通知)及び当該通知の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、ひたちなか市、越谷市、新潟市、浜松市、小牧市、田原市、大阪市、寝屋川市、奈良県、高知県、熊本市、宮崎県

○当県では法令及び国の通知に基づき、児童福祉施設への指導監査において、労基法が遵守されているか確認しているところではあるが、総務省がホームページに掲載する「行政手続法Q&A」において、「労働基準監督署の所管事項は地方公共団体の任務や所掌する事務の範囲外であり、行政指導は行えない。」と示されていることで、指摘する側の根拠(立ち位置)について苦慮している。このことから、労基法関係の指導について地方公共団体による指導監査の対象とするのであれば、明確な根拠及び具体的な基準が必要であると考えます。

○指導監査においては、法令などの根拠を基に指摘しているところであるため、地方公共団体の所管する事務の範囲外についての指摘については苦慮する場面がある。

○当該事案のような支障事例とはなっていないが、事業者と自治体双方において指導監督業務に係る事務負担軽減の観点から、「着眼点」における根拠法令等の明示や「運営基準」との整合性を図ること、また、標準確認項目と標準確認文書を定め、運営指導マニュアルを作成するなど、標準化・効率化に向けた見直しが必要であると考えます。

○当市も同様に着眼点である「労働基準法等関係法規は、遵守されているか。」の取り扱いに苦慮している。職員の雇用形態や最低賃金、不利益変更など職員処遇について、疑わしい事例があったとしても、指摘という形での指導が行えず、あくまでも雇用者へのお願いという形で終始しているのが現状であり、施設職員が直接関係省庁に持ち込まなければ、改善が進まない状況がある。

他法関連の指導について、根拠を明確に定めていただくか、対象外とされるか方向を示していただきたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	267	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	267 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

感染症発生時における幼保連携型認定こども園の2・3号認定の就学前の子どもに対する保育提供義務の取扱いの明確化（ルール化）

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

感染症の発生時における幼保連携型認定こども園の2・3号認定の就学前の子ども（保育を必要とする児童）に対する保育提供義務の取扱いを明確化（ルール化）することを求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園について、児童福祉法第24条は、「保育を必要とする児童については、保育しなければならない」と規定され、一方で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）第27条において準用する学校保健安全法第20条は、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」と規定されており、幼保連携型認定こども園における園内で感染症が発生した場合の対応について、2・3号認定の就学前子ども（保育を必要とする児童）の保育の提供を継続するのか、休業を認めるのか判断に苦慮していることから、幼保連携型認定こども園における保育の提供義務の取扱いの明確化（ルール化）を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

幼保連携型認定こども園からは、新型コロナウイルスやインフルエンザ等が園内で広がり始めた段階で、休園等を行いたいとの問い合わせがあり、保護者からは就労機会の確保のためには運営を継続すべきとの意見が寄せられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼保連携型認定こども園及び保護者は、あらかじめ感染症発生時の対応の準備が可能となり、市は、明確化されたルールに基づき保育の提供継続を迅速に判断することができる。

根拠法令等

児童福祉法第24条
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条
学校保健安全法第20条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、宮城県、浜松市、小牧市、田原市、大阪市

○当市においても、感染症が流行した際、幼保連携型認定こども園において、保育の継続について、対応に苦慮している。また、保育の提供義務の取扱いが明確化されていないため、事業者によって、対応が異なる場合がある。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	268	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	268 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

運営実態が無い認可外保育施設等の職権による廃止

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

認可外保育施設等について、設置者が国内外へ転居するなどして運営の実態が無く、連絡が取れない場合において、現地確認等により事業の実態が無いことが確認されれば、職権での認可外保育施設の廃止、特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退を可能とすること。

具体的な支障事例

児童福祉法第 59 条の2第2項において、認可外保育施設が事業を廃止した場合は、1月以内に届け出なければならないとされている。しかし、認可外保育施設の設置者が、廃止届を提出しないままに国内外への転居等によって音信不通となり、設置者から廃止の届出を受けられないケースがある。

同様に、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第1項にて特定子ども・子育て支援施設等として確認を受けた施設等についても、法第 58 条の6第1項の確認の辞退を受けられないケースがある。これについては、法第 58 条の 10 第1項の確認の取消しを行うことも考えられるが、確認の取消しを行う場合は、行政手続法上の不利益処分として聴聞等の手続きが必要であり、設置者の所在が判明しない場合には事務負担も大きい。

また、児童福祉法による設置届や子ども・子育て支援法による確認申請書が提出された場合、児童福祉法第 59 条の2の5第2項等の規定により、当市はホームページにおいて施設名等を公表しているが、実際には利用できない施設が掲載されており、利用希望者において混乱が生じるおそれがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

利用を希望する市民からの問合せの対応が必要となる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認可外保育施設の廃止届や特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退届の提出がなくても職権による廃止や辞退を可能とすることで、利用者に対して実態に即した情報を提供できるとともに、運営の実態がない施設の情報を管理する必要がなくなる。

根拠法令等

児童福祉法第 59 条の2第2項
子ども・子育て支援法第 58 条の6第1項、第 58 条の 10 第1項、第 59 条の2の5第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、三郷市、浜松市、大阪市、高知県、熊本市、特別区長会

- 転居の事例では無いが、突然連絡が取れず、報告書の提出や実地調査に非協力的な施設があった。
- 当市においても廃止届後の辞退届を徴することに苦慮した事例が数件ある。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	273	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	273 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

公務員に対する児童手当の認定等に係る文書による通知を省略可能とすること

提案団体

福岡県、福島県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

公務員の児童手当受給に関し、庁内システムで認定請求から承認までの手続きを行うことができる場合、支給に関する処分内容をシステム上で確認することが可能であることから、庁内システムで児童手当の認定や額改定通知を確認できる公務員は、文書での通知を省略することができるよう制度改正を要求する。

具体的な支障事例

児童手当法施行規則第10条に、「…支給に関する処分を行ったときは、文書で、…(略)…通知しなければならない」とあり、当県においても、職員に対し、認定や額改定、消滅等の全ての処分に対して紙媒体で通知を発出している。
毎月の年齢到達による額改定と併せて、出生等による認定や消滅を行っており、特に小中学の進級のタイミングである4月は進級による額改定通知等が400件を超え、事務の負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

担当職員の通知発出に係る文書や封筒の作成時間の短縮
受給者への通知送付に係る時間の短縮
ペーパーレス化の推進

根拠法令等

児童手当法施行規則第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、茨城県、岐阜県、京都府、久留米市、熊本市、宮崎県

〇年間 900 件程度の関係通知を発出しており、省略可能により事務作業及び郵送料の軽減及びペーパーレス化の推進が図られる。

○提案団体と同様の支障事例があり、特に年度当初の4, 5月においては、年齢到達による額改定通知等が約200件を超えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	288	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	288 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

補助金等の財産処分承認手続きにおける承認決定期間の短縮化

提案団体

札幌市、指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分に関して、市町村が行う財産処分承認申請手続きの簡略化や、こども家庭庁が行う承認決定に関する審査体制の分散化（地方厚生局への委任等）などにより、財産処分承認申請から承認決定までに要する期間の短縮化を求める。

具体的な支障事例

国の補助事業によって整備を行った施設設備等の財産処分を行う際に、申請手続きの特例（包括承認事項）に該当しない場合、市町村からこども家庭庁等に対して財産処分承認申請を行うこととされている。

間接補助事業によって整備を行った保育所、認定こども園、地域型保育事業（以下「保育所等」という。）の廃止に伴う財産処分（取壊し又は廃棄）に際して、当市からこども家庭庁に対して、財産処分承認申請を行っているが、申請書類の提出から決定が下りるまで、1年半以上経過する事案が発生するなど、承認申請から決定までの期間が長期化するケースが散見されている。（当市の事例として、保育対策総合支援事業補助金の財産処分に際して、令和4年9月16日に当市から申請し、令和6年3月27日にこども家庭庁から決定が行われたケースがある。）

財産処分承認申請を行う事案については、国庫補助金の返還を伴うケースが大半であり、承認決定が行われる年度の見通しが立てられないことにより、補助金返還に係る予算確保に支障が生じている。

当市においては、近年、保育所等の廃止が増加しており、今後も同様の財産処分事案の発生が想定される状況にある。また、手続きの遅れにより設置者への補助金返還請求が滞った場合は、設置者の資金面の状況等が変化し、市に対して補助金の返還に至らないケースが発生することも予想される。財産処分手続きがより短期間で完結する状況となれば、保育所等の廃止後、速やかに補助金の返還手続きを進めることができるようになる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

保育所等の設置者においても、当市から補助金返還時期の目途を伝えられないことにより、予算確保に支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村及び保育所等の設置者において、補助金返還時期の大まかな目途が立てられることから、予算の確保が容易になる。また、財産処分の手続きが短期間で完結することで、速やかに補助金の返還手続きを進めることができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条、第 26 条

こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について(令和5年6月 15 日付けこ成事第 331 号、こ支虐第 69 号
こども家庭庁成育局長、支局長通知【第一次改定】令和6年1月 18 日付こ成事第5号・こ支虐第 10 号こども家
庭庁成育局長、支援局長通知)

保育対策総合支援事業費補助金等に係る財産処分の申請について(令和5年6月 15 日付こども家庭庁成育局
保育政策課事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、宮城県、ひたちなか市、長野県、浜松市、小牧市、羽曳野市、熊本市、特別区長会

○間接補助事業によって整備した施設で、解体し改築を行う施設があるが、決定後でなければ解体工事に着手
できないため、決定まで時間を要した場合、施設整備スケジュールに支障をきたす。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	290	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	290)			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定（保育認定）における区分の廃止又は見直し

提案団体

越谷市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付認定において「保育認定」と総称される2号認定と3号認定について、区分の廃止を求める。又は、区分について、3号認定を「満3歳未満の小学校就学前子ども」から、施設等利用給付認定と同様に「満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども」に変更する。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育給付認定の「保育認定」には2号認定と3号認定があり、満3歳で区分される。年齢以外の認定条件は全く同じであるにもかかわらず、この区分ゆえ、2歳児クラスの子に職権変更に係る通知を発出する必要がある。このことに関し、平成29年地方分権改革に関する提案がなされ、職権変更通知の時期に関し、「変更認定を行おうとするとき」を「満3歳に達した日の属する年度の末日（3月31日）までに行えばよい」とされた。この際、提案募集検討専門部会からは「2号認定と3号認定の区分が有意でないことは明白であり、早期に区分の廃止を検討すべきである。」との指摘がなされている。

保育施設は実態としてクラス年齢で運営されており、2歳児クラスの途中で認定が切り替わること自体に違和感が大きい。また、幼児教育・保育の無償化による施設等利用給付認定では、3号認定を「満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども」として、クラス年齢で区分していることから、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の区分日が異なる事態となり、非常に分かりにくく、利用者や施設への説明に時間を要している。今後、更に「こども誰でも通園制度」も加わることから、これら制度間の整合を図る必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

認定の仕組みについては丁寧な周知を行っているものの、3号認定の通知時を中心に保護者から「3号認定の認定期間満了となったら退園になるのか」といった問合せが絶えない。一方、施設等利用給付認定では、こうした問合せはない。

また、平成29年地方分権改革に関する提案により2歳児クラスの年度末までに職権変更に係る通知を発出すればよく、市町村事務上、一括処理が可能となったが、保護者の手元の認定証等では2歳児クラスの途中で認定切れと示され、保護者の不安感の解消には繋がらない。受給資格の確認は別途現況届で行っているため、区分自体が有意とはいえない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

区分を廃止した場合、職権変更通知（人口34万人の当市で年間約1,400件）が不要となり、事務処理負担が大

幅に軽減でき、保護者からの問合せの減少も見込まれる。また、区分の年齢要件について、施設等利用給付認定の3号認定と同様に「満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども」とした場合、2つの制度で区分が統一され、教育・保育施設希望者に分かりやすい制度となり、問合せの減少が見込まれる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第19条・第23条・第30条の4、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布等について(平成30年4月2日付け府子本第326号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、花巻市、宮城県、仙台市、上尾市、三郷市、横須賀市、新潟市、浜松市、小牧市、田原市、寝屋川市、広島市、春日市

- 認定区分の見直しに伴い事務軽減が見込まれることから、提案に賛同いたします。
- 当市においても、2歳児クラスの子を対象とした2号認定通知の発出や保護者からの問い合わせへの対応等については、一定の事務負担となっている。
- 旧認定と新認定における年齢要件による区分の違いについての説明に苦慮する事案がたびたび生じており、利用者にわかりやすい制度であることが求められる
- 満3歳の年齢到達で認定が切り替わる際に、幼児教育・保育の無償化の対象になると誤解するケースが多く、保護者への説明に時間を要している。
- 保護者にとって2号、3号の影響（無償化以外）はほぼないものと考えられるため、特に分ける必要性はないと考えるため、内容に賛同します。
- 施設等利用給付認定の3号認定と同様にすることで、認可保育所のみではなく、企業主導型保育施設等の認定管理負担の軽減も期待される。
- 事務処理負担の軽減を図る目的で制度改正を求めるのであれば、教育・保育給付認定における2号認定と3号認定の区分の廃止を望む。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	292	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	292 ）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童手当の支給に係る所得審査の廃止

提案団体

町田市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当制度の改正に伴い所得制限が撤廃されるため、生計中心者が受給者になるという考え方を見直し、夫婦の所得によらず受給者を選択できるようにすることなどにより、年度更新の際に行っていた所得審査をせずとも支給できるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

現行の児童手当制度では、認定事務及び資格の年度更新時に所得審査を行っている。所得審査は、システムにより対象者リストを作成し、市外課税者の所得照会（場合により、課税地登録の設定や不開示での照会設定などの個別設定が必要。令和5年度の対象者は1,000人程度）を行い、所得更新処理をするが、対象者が多いため処理にはかなりの作業負担を要する。

また、児童手当法第4条第3項により、父母等のうち所得の高い方を児童手当の受給者としているため、毎年資格更新の際に父母等の所得を確認し、所得によっては受給者変更を行っている。例年、受給者変更のために対象者に手紙を送付しているが、現受給者の消滅届及び新受給者となる配偶者の新規申請書がなかなか提出されず、変更事務に多大な時間と労力を要する状況である（令和5年度現況更新時の受給者変更対象者は45人）。今後、児童手当の対象者が拡充されることにより、作業負担が更に増えることが想定される。

今後、児童手当制度において所得制限が撤廃されることに伴い、所得審査に伴う受給者変更は、行う必要がない取扱いにしていきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

窓口で公務員と民間企業勤務の夫婦の受給者変更を受け付けた際に、夫婦で所得が大きく変わらないが産休・育休などにより所得が逆転し、数回受給者変更をすることになり申請事務が大きな負担に感じるとの意見が複数あった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

支障が解消されることで頻繁に受給者変更を行っていた方にとっては受給者変更に伴う申請の手間がなくなるため、市民サービスの向上につながる。また、職員の残業時間及び業務負担が軽減されるとともに、人件費の削減にも繋がる。

根拠法令等

児童手当法第4条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、越谷市、平塚市、藤沢市、浜松市、豊橋市、広島市、今治市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県

○当市においても年度の都度受給者変更を求められるケースが一定数あり、受給者の手続き負担の観点から有効のため、所得審査の廃止を求める。認定及び資格の年度更新事務においても業務負担が大きく軽減され则认为る。

○当市でも同様の事例が発生している。所得制限撤廃後も、父母間での二重支給を防止する観点から所得による受給者の判定が継続されるようだが（児童手当の抜本的拡充に係る Q&A 集 3月 27 日版 問2－1）父母が同世帯かつ公務員に該当しない場合等、二重支給を防ぐことが容易な家庭に限っては、所得で判定する必要性は薄いと考える。当市における受給者世帯の内、およそ8割が前述のようなご家庭であるため、見直しが可能であれば大幅な事務負担の軽減が見込める。

○資格の年度更新時に所得審査を行う際、約 800 件の市外課税者を情報連携により所得照会し、父母の所得の多少の変動により、約 80 件について現受給者の消滅届及び配偶者での新規認定請求依頼を行っている。これらの事務について、提案市同様、大変な時間と労力がかかり、制度拡充による負担増が予想される。また、新規認定請求時に請求者が所得が高い者として認定請求されたものの、所得調査により配偶者の所得が高く、再度請求手続きを依頼することも発生している。また、新規認定請求の際、産休等による所得の逆転の可能性や世帯主・健康保険・税扶養等の観点から、所得の多少に係らない受給者の選択を要望されることもある。

このため、今後児童手当制度の拡充により所得制限が撤廃されることに伴い、新規認定請求時の所得審査は各種控除等加味しない総所得の多少を基本としつつ柔軟な判断を可能とし、また、年度による所得審査に伴う受給者変更は行う必要がない取扱にしていきたい。

○所得の審査を行い、配偶者と所得が逆転し、支給区分に変更がある場合は受給者変更を依頼している。件数はそれほど多くはないが、確認作業、受給者への通知、申請待ち等で一定の負担を強いられている。また、今までは所得制限があった為、生計中心者の方を児童手当の受給者とするよう依頼していたが、廃止となれば日々のお世話（買い物等）をよくしている配偶者に変更してほしいという声が多く上がると考えられる。そのため、夫婦の所得によらない受給者の選択に賛同する。

○原則、父母等のうち所得の高い方を生計中心者と認め、児童手当の受給者としているが、所得だけでなく税・保険扶養の状況等から総合的に判断するとされていることから、一概に所得を比較するだけでは足りず、所得審査に膨大な時間を要している。また、当市では、所得審査の結果、昨年度は約 850 世帯に受給者切替えの案内をお送りしているが、認定請求が提出されない方も多く、その請求勧奨作業も業務負担となっている。これらのことから、所得制限撤廃に伴い、所得審査により受給者の切替えは不要となれば、大きな負担軽減となる。

○市外課税の場合はマイナンバー情報連携を行い、一人ずつ課税シートを作成する事務処理が発生している。また、システムにも課税状況を入力するのに時間がかかっている。制度改正により支給対象児童が拡充されることにより、さらにこちらの事務負担が増えることが見込まれる。

○当市も市外課税者の現況届等の審査で、情報連携での所得審査に要する時間はかなり多い。さらに、提出された1月1日時点の住所が違っており、情報連携の結果がエラーで返ってきた場合は、住所の確認作業が必要となり、事務作業の負担がかなり増えている状況である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	293	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	293）			提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

児童手当制度における転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し

提案団体

町田市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童手当を認定する際に、転出元の自治体に電話をし、転出予定日を確認しなくても消滅確認ができるような制度にしていきたい。

例えば、下記を提案する。

- ① 転出先の自治体の住民基本台帳ネットワークシステム等で転出元の転出予定日を確認できるようにする。
- ② 転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体が作成し、申請者が転入手続きの際にその連絡票を渡すようにする。
- ③ 転入日であれば転出先の自治体で確認できるため、転出予定日ではなく、転入日を基準日とする。

具体的な支障事例

現行の児童手当制度では、対象者が転出入する際には転出予定日を基準日としているが、転出先の自治体では転入日しか住民基本台帳ネットワークシステムで確認できないため、転出元の自治体に電話をし、児童手当の消滅日を確認することで重複支給を防いでいる。そのため、転出元への消滅確認は必要と考えているが、年度末等で転出入が多くなると電話確認で忙殺され、その他の業務にも多大な支障がある。
求める措置に記載した①～③はあくまでも一例だが、電話確認を行うことなく各自治体等で消滅日を把握できるようにしていきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

支障が解消されることで職員の残業時間及び業務負担が軽減されるとともに、人件費の削減にも繋がる。

根拠法令等

児童手当法第8条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、苫小牧市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、浜松市、豊橋市、小牧市、岡山県、高松市、今治市、福岡市、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市、特別区長会

○現行の児童手当制度では、転出予定日を基準日としている。転出者には転入予定日を記載した用紙を渡し、転入先市町村へ添付して新規認定請求するよう周知しているが、添付しないために転出先市町村から転出予定日の確認の電話がかかってくる場合がある。また、転入者の新規認定請求時には、転出元市町村から渡された転出予定日の分かる用紙を添付しない転入者が約6割であり、転出元市町村へ転出予定日を電話で確認している。今後児童手当制度の拡充により受給者数が増えるため、これらの事務負担増が想定される。重複支給防止のための消滅確認は必要ではあるが、電話による確認方法ではなく、住民基本台帳ネットワークシステムの活用やマイナンバー制度における情報連携等により、転出元の転出予定日を各自治体のネットワークシステムで確認できるようにしていただきたい。

○現在、転出時に児童手当の消滅日を記載した連絡票等を転出元自治体で作成し、それを受給者の方が申請時に提出していただく割合が6割ほどで、残りの4割はマイナンバー等で転出したため転出元の窓口に行っていない場合や、書類を紛失したなどで消滅日の確認が取れず、電話確認を行っており、転出元・転出先双方の業務負担になっている。これから電子での受付が増えると受給者の方に消滅時の書類を提出いただくことは難しくなってくるため、システム上で転出元の転出予定日を確認できれば作業負担が減少すると考えられる。

○年度末等で転出入が多くなると電話確認で忙殺され、その他の業務にも多大な支障がある。制度改正により支給対象児童が拡充されることにより、さらにこちらの事務負担が増えることが見込まれる。

○当市においては、窓口にて転出による資格消滅手続きを申請された場合は、消滅日を記載した連絡票を交付している。また、転入者が転出元自治体が交付する連絡票を持参した場合、連絡票にて消滅日の確認を行っている。一方、申請者が連絡票を持参していないこと等もあるため、電話での消滅日確認が必要となっている。転出による資格消滅日を転出予定日ではなく、転出確定日（転出先での転入日）とすれば、支障が無くなる。

○当市としても、転出元の自治体に電話をし、児童手当の消滅日を確認することで重複支給を防いでいる。年度末等で転出入が多くなると電話確認の件数が増え、支障がある。①の案に賛同する。

○求める措置の具体的内容に追加で、情報提供ネットワークシステムにより、児童手当支給情報も照会可能としたい。

○消滅日の電話確認は、自治体の連絡先の把握、当市と他市双方の電話対応が必要で、年度末は異動者による確認作業が増加し、普段の業務と6月支給に向けた支払に関する準備とも並行して作業することから、かなりの業務負担になっている状況である。端末での消滅日確認が可能になると、業務負担の軽減につながるとともに、複数人の目で確認することで、より正確に審査が可能である。DV支援の転入者に関しては、情報漏洩等の観点から電話確認が不可で県を通して照会する場合があるが、端末確認ができれば、業務負担の軽減につながり、より早く審査ができることで市民の方へより早く児童手当を支給することができる。